

京都市職員の退隠料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年6月17日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第30号

京都市職員の退隠料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員の退隠料等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条中「第24条第3項」の右に「において準用する条例第29条」を加え、「前条の規定による」を「，遺族一時金請求書には，前条第2項及び第3項に規定する書類の」に、「第15条各号」を「，第15条各号に掲げる書類」に、「準ずる」を「準じる」に、「請求書に添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第24条及び第25条を次のように改める。

第24条 次の各号に掲げる退隠料等（条例第1条に規定する退隠料等をいう。以下同じ。）の支給を受ける権利を有する者であると確認された者に対しては，当該各号に掲げる証書又は辞令書を交付する。ただし，当該者のうち，条例第1条第5号及び第6号に掲げるものに交付する退隠料証書及び扶助料証書で，地方公営企業法の施行の日前に支給事由の生じた退隠料及び扶助料に係るものについては，第2号様式，第3号様式，第6号様式及び第7号様式中「京都市公営企業管理者」とあるのは，「京都市長」と書き換えて交付する。

(1) 退隠料 次に掲げる者の区分に応じ次に掲げる証書

ア 条例第1条第1号から第4号まで及び第7号に掲げる者 退隠料証書（第1号様式）

- イ 条例第1条第5号に掲げる者 退隠料証書（第2号様式）
 - ウ 条例第1条第6号に掲げる者 退隠料証書（第3号様式）
 - エ 条例第1条第8号に掲げる者 退隠料証書（第4号様式）
- (2) 扶助手 次に掲げる遺族の区分に応じ次に掲げる証書
- ア 前号アに掲げる者の遺族 扶助手証書（第5号様式）
 - イ 前号イに掲げる者の遺族 扶助手証書（第6号様式）
 - ウ 前号ウに掲げる者の遺族 扶助手証書（第7号様式）
 - エ 前号エに掲げる者の遺族 扶助手証書（第8号様式）
- (3) 通算退職年金 次に掲げる者の区分に応じ次に掲げる証書
- ア 第1号アに掲げる者 通算退職年金証書（第9号様式）
 - イ 第1号イに掲げる者 通算退職年金証書（第10号様式）
 - ウ 第1号ウに掲げる者 通算退職年金証書（第11号様式）
 - エ 第1号エに掲げる者 通算退職年金証書（第12号様式）
- (4) 通算遺族年金 次に掲げる遺族の区分に応じ次に掲げる証書
- ア 第3号アに掲げる者の遺族 通算遺族年金証書（第13号様式）
 - イ 第3号イに掲げる者の遺族 通算遺族年金証書（第14号様式）
 - ウ 第3号ウに掲げる者の遺族 通算遺族年金証書（第15号様式）
 - エ 第3号エに掲げる者の遺族 通算遺族年金証書（第16号様式）
- (5) 一時金 辞令書

退隠料，通算退職年金，扶助手又は通算遺族年金（以下「年金」という。）の年額を改定したときは，前項の規定により証書を交付した者に対し，改定後の年金の年額を記載した新たな証書を交付する。この場合において，新たな証書が交付されるまでの間は，改定後の年金の年額を記載した支給年額票（第17号様式）をはり付けた従前の証書をもって，新たな証書に代えることができる。

第25条 前条の証書の交付を受けた者は、あらかじめ年金の受領に用いる印鑑を届け出なければならない。その印鑑を変更したときも、同様とする。

前項の印鑑は、市区町村長の登録を受けたものでなければならない。

第1項の規定による届出は、前項の市区町村長が発行する印鑑登録証明書を添えて行わなければならない。

前条の証書の交付を受けた者が年金を受領しようとするときは、同条の証書を提示しなければならない。

前各項の規定は、前条の証書の交付を受けた者が、別に定める文書により口座振替の方法による支給の申出をしたときは、適用しない。

第26条前段中「退隠料等」を「年金」に改める。

第28条第1項中「退隠料等」を「年金」に改め、同条第2項中「前項」を「前項の規定により書類の提出を求められた者が同項」に、「退隠料等」を「年金」に改める。

第28条の2中「退隠料等」を「年金」に改める。

第29条を次のように改める。

第29条 第11条の規定は、条例第41条の2第1項に規定する支給を受けなかった退隠料等の請求について準用する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(総務局人事部厚生課)